

第7回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年1月29日(木) 午後3時00分から午後4時05分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員(26名)

会長	26番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25番	田邊	忠幸
委員	1番	石川	雅洋
	2番	加藤	宏
	3番	大野	和也
	4番	高橋	秀樹
	5番	井田	留吉
	6番	中島	孝
	7番	大道	健實
	8番	齊藤	一男
	9番	小原	喜久雄
	10番	渡邊	ひろ子
	11番	蛭原	一治
	12番	鬼頭	良市
	13番	白木	孝和
	14番	深松	俊英
	15番	宗廣	武夫
	16番	国枝	隆幸
	17番	千葉	茂喜
	18番	森	勤子
	19番	鯖戸	英明
	20番	尾藤	欣二
	21番	大澤	慶博
	22番	高野	英一
	23番	前川	厚司
	24番	香西	浩志

4 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第4号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 農地の賃借料情報について
- 第8号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について
- 第9号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 5 | 事務局長 | 高橋 宏邦 |
| | 忠類支局長 | 天羽 徹 |
| | 農地振興係長 | 鯨岡 健 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主査 | 佐瀬 洋美 |
| | 農地振興係主事 | 川本 貴士 |

6 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に足しておりますので、ただ今から第7回農業委員会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、11番蛭原委員、14番深松委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
----	---

議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
----	----------------------

事務局	諸般の報告は、特にございません。
-----	------------------

議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から11番の説明をいたします。
----	--

事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により、合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書1ページから3ページの11件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
-----	--

議長	報告第1号1番から11番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
----	---------------------------------------

(発言なし)

議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から11番については報告のとおり承認されました。
----	---

議長	次に報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題と
----	------------------------------------

事務局	いたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 3 番の説明をいたします。 報告第 2 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は今月 22 日に町公社が利用調整を行った 3 件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	報告第 2 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 3 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は報告第 2 号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの 1 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長	議案第 1 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容はお手元にございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
25 番	25 番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番ご説明申し上げます。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
19番	19番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号7番、8番につきましては、大野委員の事案が含まれておりますので農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。それでは議案第2号7番、8番について事務局から説明いたします。 (3番大野委員退席)
事務局	【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。

(3番大野委員着席)

議長 次に議案第2号9番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番から14番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書5ページから7ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件につきましては後継者への借換えに伴うものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか、

(質疑なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか、

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番、16番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書8ページに記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は後継者への借換えに伴うものでございます。

借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。議案第2号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号17番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添調査書9ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は平成26年10月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないものと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号17番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号17番は議案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号18番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号18番から20番について議案書をもとに朗読】

事務局

これらの案件につきましては、昨年12月の第6回総会議案中、農地法第3条許可申請で、ご審議いただいた後継者への経営移譲に関する案件となっております。公益財団法人北海道農業公社が、買受予定者へ一時貸し付けを行っておりますが、後継者への経営移譲に伴いまして、買受予定者の変更が必要にな

ることから、その利用権を後継者へと移転を行うものでございます。計画要請の内容につきましては、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 9 ページ下段から 10 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。これらの案件につきましては、北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者に移転するものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきましては問題ないと思います。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 18 番から 20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 18 番から 20 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 21 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 21 番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書 11 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。この案件は今月 22 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 21 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 22 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 22 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書 11 ページ下段に記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	この案件は今月 22 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権につきましては、問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 22 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 23 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 23 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書 12 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 23 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか、

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号23番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号24番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号24番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書12ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。これらの案件は先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか、
(質疑なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか、

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号24番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号25番から27番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号25番から27番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書13ページ、14ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか、
(質疑なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番から 27 番について原案のとおり決することに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番から 27 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は別添、農地法第 3 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。1 番の案件につきましては、後継者への経営移譲に伴う使用貸借並びに使用期間継続の借換えであります。また、賃貸借の案件につきましては、1 月 23 日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしまして、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 3 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。この案件は去る 1 月 23 日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 4 番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。去る 1 月 23 日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 3 号 5 番につきましては、私の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。議長を田邊代理をお願いいたします。それで

は、休憩いたします。

(15:40～15:41 まで休憩 会長退席)

議長代理 休憩を解き会議を続けます。会長の事案ですので私が議長を続けます。それでは、議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長代理 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。去る1月23日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認していただいております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長代理 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長代理 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長代理 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。議案が終わりましたので、議長を交代します。暫時休憩いたします。

(15:43～15:44 まで休憩 会長着席)

議長 休憩を解き、会議を続けます。次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は後継者への生前一括贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 4 条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は平成 26 年 5 月 29 日の第 35 回総会で審議され、平成 26 年 6 月 26 日付けで許可をしたものであります。本件は牛舎等の建設を目的に転用申請があったものですが、機械設備の最終調整等に予定外の期間を要し許可期間内に完了する事が出来ない事から、今回工事期間の変更をして、工期を平成 27 年 1 月 31 日まで延期させていただきたい旨の申請があったものです。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 5 号 1 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用であります。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。

す。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番

14 番説明いたします。この案件は去る 1 月 23 日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 5 号 2 番について事務局から説明いたします。

事務局

【議案第 5 号 2 番について議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は牛舎の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番

15 番説明いたします。この案件は去る 1 月 23 日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号3番、4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番、4番について議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は農家住宅建設に伴う転用と農機具置き場等の建設を目的とする転用でございます。なお、3番の案件は農地区分は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。4番の案件は、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番説明いたします。これらの案件は第34回総会で農振除外案件として昨年5月23日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号3番、4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番から3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号1番から3番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。これらの案件につきましては、地目変更登記を目的に

	証明を求めるものでございます。去る 1 月 23 日、白木委員、前川委員、事務局とで現地を確認していただきました。農地・採草放牧地以外ということでご確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番から 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 7 号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。議案第 7 号を事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 7 号について議案書をもとに朗読】
事務局	農地の賃借料情報につきましては、農地法第 52 条の規定に農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うことと定められております。今回、ご審議いただく内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。記載にあります賃借料の金額は、平成 26 年 1 月から 12 月までに農地法第 3 条の規定による許可 89 件と農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の公告 101 件の合計 190 件を基にデータを作成しております。詳細でございますが、平均額のみ説明させていただきます。最初に普通畑です。幕別地区低台の平均額は、9,200 円で対前年より 800 円の減となっております。幕別地区高台の平均額は、7,400 円で対前年より 200 円の減となっております。忠類地区の平均額は、4,000 円で対前年より 500 円の増となっております。次に牧草畑でございます。幕別地区低台は平成 24、25、26 年と該当データがありませんでしたので、平成 23 の賃借料の金額をそのまま移行しております。幕別地区高台の平均額は、4,600 円で対前年より 400 円の増となっております。忠類地区の平均額は、2,900 円で対前年より 300 円の減となっております。また、農地の賃借料情報の提供の方法といたしましては、農業委員会だより、町ホームページ、広報紙により広く周知を図ってまいります。 以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 7 号について記載のとおり決定し、委員会だより、町ホームページ、広報により賃貸料情報の提供を行うことに異議ございませんか、 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 8 号「農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。議案第 8 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号について議案書をもとに朗読】
事務局	農地法第 3 条に規定する下限面積の設定については、農林水産省経営局長通達の農業委員会の適正な事務実施に、下限面積の周知及び公表が定められ、農業委員会は毎年、下限面積について設定又は修正の必要性について審議することとなっております。下限面積 2 ha 以下で面積を設定した場合は、別段面積となり、農地法施行規則第 17 条に 2 つの別段面積の基準が定められております。一つ目の第 1 項の基準といたしましては「農業委員会が定めようとする別段面積は、2 ha 未満の農地又は採草放牧地を耕作している者の数が、総数のおおむね 40%を下らないように算定されること」となっておりまして、2010 年版の農林業センサスではありますが、総数 632 戸のうち 2 ha 以上が 584 戸、2 ha 未満が 48 戸で、2 ha 未満割合は 7.6%の状況にあります。二つ目の第 17 条第 2 項の基準といたしましては「設定区域及びその周辺地域における農地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積」となっております。また、「草花等の栽培による集約的農業経営」は、下限面積の適用除外にもなっており、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断しております。事務局といたしましては、ただ今説明いたしました二つの基準に該当していないことから、下限面積は農地法第 3 条第 2 項第 5 号の 2 ha の規定どおりと考えております。 以上、朗読と内容の説明をさせていただきましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号について下限面積は農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されている 2 ha とすることに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 9 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」を議題といたします。議案第 9 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 9 号について議案書をもとに朗読】
事務局	内容を「選挙人名簿集計表」により説明させていただきます。選挙区は、幕別地区が 10 投票所、忠類地区 1 投票所となっております。幕別地区の投票所の小計欄ですが、申請者の総数は、男女の合計が 1,347 人、未申請で認定した数は 116 人、申請があるが非認定の数が 20 人でありまして、名簿登載登録者数は 1,443 人、対前年 47 名の減となっております。次に、忠類地区ですが、申請者の総数は、男女の合計が 227 人、未申請で認定したか数と申請があるが非認定の数には該当が無く、名簿登載登録者数は、申請者の総数と同様の 227 人、対前年 22 名の減となっております。全体の名簿登録者数は 1,670 人となっております。対前年 69 名の減となっております。また、申請があるが非認定の数につきましては、備考に記載してございますが、高齢により農業従事が出来なくなった者、高齢者の施設入所、病院等への入院などの理由で、従事日数が不足し非認定となった者が主なものでございます。 以上、朗読と内容の説明をさせていただきましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか、 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 9 号について原案のとおり選挙管理委員会に提出することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 9 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 7 回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

11 番

印

14 番

印

議長

印